

7建住第 1114 号
令和8年(2026 年)1 月 19 日

公益社団法人 全日本不動産協会 長野県本部長 様

建築住宅課長

建築確認申請台帳記載事項証明について（依頼）

日頃、県の建築住宅行政の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、不動産の売買や金融機関への融資申込み等に伴い、建築基準法に基づく確認済証や検査済証の提出を求められることがあります、これらは再交付することができません。そのため、県では、保存している台帳に記載されている事項について証明する建築確認申請台帳記載事項証明書（以下「台帳記載事項証明」という。）を交付しています。

近年、台帳記載事項証明の申請件数が大幅に増加しておりますが、交付に当たっては、証明を希望される記載を台帳から特定し、証明書を作成する必要があるため、事前の申請なく直ちに交付することができません。

については、申請に当たり下記事項にご留意いただきますよう、貴団体会員の皆様への周知にご配慮ください。

なお、この取扱いについては、特定行政庁である長野市、松本市若しくは上田市内の物件又は限定特定行政庁である岡谷市、飯田市、諏訪市若しくは塩尻市が確認済証を交付した物件については適用されませんので、ご留意をお願いします。

記

1 交付の流れについて

原則、即日交付は行いません。別添の申請フローに従い、仮申請（様式1）又は検索キーワード（様式2）をメールで事前にご提出ください。時間に余裕を持って申請をお願いします。

2 検索キーワードについて

検索キーワードは台帳記載の有無を調べるために必要な手掛かりです。あらかじめ閉鎖登記簿謄本や申請当時の図面をご確認いただくなど、以下の事項にご留意の上の申請をお願いします。

- (1) 検索キーワードは確認申請時のものをご記入ください。現在の地名地番では住居表示との相違や市町村合併等により特定できない場合があります。
- (2) 建築場所のみの情報では特定が困難です。必ず複数のキーワードをご用意ください。

3 注意事項

- (1) 台帳記載事項証明は建築物等の現況や所有権その他の権利関係を証明するものではありません。
- (2) 建築当時に確認申請が不要だった場合など、台帳に記載がないものは証明できません。

（問合せ先）

建設部建築住宅課指導審査係 小河

電話 : 026-235-7335

FAX : 026-235-7297

E-mail : kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp